

対し、「詰つていません。俗に言う執行部で詰りました。」と証言しており、また、前記認定（前記(1)オ）のとおり、平成二年一二月一日開催の総代会において、副代表乙山が、総代の質問に対して迷惑料の支払いの事実を否定していたことにかんがみると、本件各振込が総代会決議に基づいて行われたものとも認められない。

ウ 以上の検討にかんがみると、石舟自治会に対する迷惑料の支払いは実質的には原告が負担することが予定されていたものであつて（換言するならば、本件建設残土施設に係る賃料支払の存否にかかわらず、被告団体が石舟自治会に対して迷惑料支払義務を負担することは想定されていなかつたものと認められる）、本件各振込も、本件建設残土施設の建設を早急に実現するために、原告の判断及び計算において行われたものというべきである。

そうである以上、本件建設残土施設の建設が中止した段階に至つて、その金銭的負担を被告団体に求めることはできず、原告の被訴に対する一〇〇〇万円の不当利得返還請求についても理由がないといわざるを得ない。

#### 第四 結論

以上とのおりであつて、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、訴訟費用の負担につき民訴法六一条を適用して、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 熱田康明 裁判官 森實 有紀 村田一広）

△シンポジウムにパネリストとして参加した学者の意見発表を批判する座長のホームペジ上の記事について、学者の名譽を毀損するほどに社会的評価を低下させるものではないとして名譽毀損の成立が否定された事例

損害賠償等請求本訴、損害賠償請求反訴事件、横浜地裁平一七(四)九一四号・三三七五号、平19・3・30民九  
部判决、棄却（確定）

一 Yは、独立行政法人産業技術総合研究所化学物質リスク管理研究センターのセンター長を務めているものであるところ、平成一六年一二月一五日から一七日まで、名古屋市において開催された環境省主催の「第七回内分泌擾乱化学物質問題に関する国際シンポジウム」（以下「本件シンポジウム」という。）の第六セッション「リスクコミュニケーション」の座長を務め、京都大学大学院地球環境学堂の教授であるXは、同セッションにパネリストとして参加し、京都新聞などのスライドを示して、意見発表を行った。

Yは、平成一六年一二月二四日、自ら開設して運営している「Yのホームページ」（以下「本件ホームページ」という。）上に、「雑感286—2000」という題名で、新規記事を掲載した。この記事では、Xが本件シンポジウムにおけるYのプレゼンテーションの方法は、参加者に誤った印象を植え付ける危険性が高く、適切でないという批判的意見を述べたものであるところ、これらの前提事実が眞実であることは明らかであり、意見なしし論評としても妥当なものであるから、名譽毀損は成立しないなどと主張した。

二 本判决は、(一)「環境ホルモンは終つた、今度はナノ粒子の有害性を問題にしようという意味である」旨を指摘する記載は、Xが環境ホルモン問題は終つたと考えてナノ粒子に関心を移

し、新聞記事を示して、「次はナノを終つて、リスクコミュニケーションにおける研究者の役割と責任——」と題する記事（以下「本件記事」という。）を掲載した。

そこで、Xは、本件記事は、Xによるプレゼンテーションの方法は、唐突かつお粗末なものであり、Xは研究者としての基本的資質に欠けているとの印象や、Xが原論文を読まずに新聞記事を鵜呑みにして情報を発信する学者であるかのような印象を読者に与えるものであり、Xの研究者としての社会的評価を著しく低下させるもので、本件記事により名譽を毀損されたなどと主張し、Yに対しても、慰謝料及び弁護士費用の合計三三〇万円の支払を求めた。

これに対し、Yは、本件記事は、本件シンポジウムにおけるXのプレゼンテーションの方法は、参加者に誤った印象を植え付ける危険性が高く、適切でないという批判的意見を述べたものであるところ、これらの前提事実が眞実であることは明らかであり、意見なしし論評としても妥当なものであるから、名譽毀損は成立しないなどと主張した。

三 名譽毀損とは、人の品性、德行、名声、信用等の人格的評価について社会から受ける客観的評価を低下させることと解されているが（最二判昭45・12・18民集二四・一三・一一五、本誌六一九・五三）、新聞記事等の内容が事実に反し名譽を毀損する意のものかどうかは、一般読者の普通

の注意と読み方とを基準として判断すべきものとされ（最判昭31・7・20民集一〇・八・一〇五九）、その人の社会における位置・状況を参考して審査しなければならないとされている（大判明38・12・8民録一・一六六五）。

本判决は、勿論前記判例に依拠して、本件ホームページ上の記載についての名譽毀損の成否について判断したものであるが、シンボジウムにおけるパネリストである学者を批判するホームページ上の記載の名譽毀損の成否について判断した珍しいケースとして実務上参考になろう。

を棄却する。

〔三〕訴訟費用は、本訴反訴とともに、こ

れを一分し、その一を本訴被告（反訴原告）の負担とし、その余を本訴

原告（反訴被告）の負担とする。

〔四〕「原告（反訴原告）」、「本訴被告（反訴原告）」を「原告」といい、「本訴被告（反訴原告）」を「被告」という。

〔五〕〔事実及び理由〕以下、「本訴原告（反訴原告）」を「原告」とい、「本訴被告（反訴原告）」を「被告」という。

### 第一 請求

#### 一 本訴

(1) 被告は、原告に対し、三三〇万円及びこれに対する平成一七年四月四日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

(2) 被告は、原告に対し、別紙一記載の謝罪文を、被告のホームページ「中西準子

nifty.com/junko-nakanishi/」（別紙二記載の掲載条件で掲載せよ。

(3) 被告は、原告に対し、別紙一記載の謝罪文を、日本内分泌擾乱化学物質学会が発行する「ニュースレター『Endocrine Disrupter NEWS LETTER』」に掲載せよ。

〔六〕〔当事者〕 本訴原告（反訴被告） 松井三郎 同訴訟代理人弁護士 中下裕子 同 同 神山美智子 同 長沢美智子 同 中村晶子 同 本訴被告（反訴原告） 中西準子 同訴訟代理人弁護士 弘中惇一郎 同 弘中絵里 第一 事案の概要 (本訴)

原告は、被告に対し、三三〇万円及びこれまで年五分の割合による金員を支払え。

〔七〕〔手文〕 一 本訴原告（反訴被告）の請求 求をいずれも棄却する。

二 本訴被告（反訴原告）の反訴請求

ジに掲載された記事により、名譽を毀損されたとして、不法行為に基づき、慰謝料及び弁護士費用の合計三三〇万円及びこれらに対する訴状送達の日の翌日である平成一七年四月四日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求めると共に、上記ホームページ等への謝罪文の掲載を求めた。

（反訴）

被告は、原告に対する本訴提

起は不当訴訟に当たるとして、不法行為に

基づき、慰謝料及び弁護士費用の合計三三

〇万円及びこれらに対する不法行為の日で

ある平成一七年三月一六日から支払済みま

で民法所定の年五分の割合による遅延損害

金の支払を求めた。

〔八〕〔意見発表〕

被告は、平成一六年一一月一一日、

本件ホームページ上に、「難感86—2004.

12.24【環境省のシンボジウムを終わって

一リスクコミュニケーションにおける研究

者の役割と責任】と題する記事（甲）。

以下「本件記事」という。）を掲載し、そ

の中で、「最初の情報発信に気をつけよう

」という小見出しの下に、以下の記載を行つた。

〔九〕〔手文〕 一 「ペネリストの一人として参加していただ、京都大学工学系研究科教授の松井三郎さんが、新聞記事のスライドを見せて、『次はナノです』と言つたのには驚いた。要するに環境ホルモンは終わった、今度はナノ粒子の有害性を問題にしようという意味である。」（以下「本件記載①」とい

点における同ホームページへのアクセス数は、累計八〇万人を超えている。

〔三〕被告は、平成一六年一二月一五日か

ら一七日まで、名古屋において開催された環境省主催の「第七回内分泌擾乱化学物質問題に関する国際シンボジウム」（以下「本件シンボジウム」という。）の第六セ

シション「リスクコミュニケーション」のパネ

リストとして参加した。

原告は、上記セッションにおいて、京都新聞の記事などをスライドで示して（甲）

八）、意見発表を行つた。

〔十〕〔手文〕 一 「ペネリストの一人として参加していただ、京都大学工学系研究科教授の松井三郎さんが、新聞記事のスライドを見せて、『次はナノです』と言つたのには驚いた。要するに環境ホルモンは終わった、今度はナノ粒子の有害性を問題にしようとい

う意味である。」（以下「本件記載②」とい

う。）

〔十一〕〔手文〕 一 「スライドに出た記事が、何新聞

の記事かは分からなかつたし、見出してもよく分からなかつた（私の後にスクリー

ジに掲載された記事により、名譽を毀損されたとして、不法行為に基づき、慰謝料及び弁護士費用の合計三三〇万円及びこれらに対する訴状送達の日の翌日である平成一七年四月四日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求めると共に、上記ホームページ等への謝罪文の掲載を求めた。

（反訴）

被告は、原告に対する本訴提

起は不当訴訟に当たるとして、不法行為に

基づき、慰謝料及び弁護士費用の合計三三

〇万円及びこれらに対する不法行為の日で

ある平成一七年三月一六日から支払済みま

で民法所定の年五分の割合による遅延損害

金の支払を求めた。

〔十二〕〔手文〕 一 「中西準子のホームページ」（http://home-page3.nifty.com/junko-nakanishi/）（以下「本件ホームページ」という。）を開設して運営しており、平成一七年三月七日時

ンがあり）ナノ粒子の有害性のよきな記事だつたが、詳しく述べては分からなかつた（読みとれなかつた）。」、「その論文だと思つたのだが、帰宅して新聞記事検索をかけると、New York Timesなどには出てくるが、日本の一般紙には出ていない。したがつて、別の論文の紹介のようである。その内容がどういうものかは分からぬのだが、いざにしろ、こういう研究結果を伝える時に、この原論文の問題点に触れてほしい。

学者が、他の人に伝える時、新聞の記事そのままではおかしい。新聞にこう書いてあるが、自分はこう思うとか、新聞の通りだと思うとか、そういう情報発信こそすべきではないか。情報の第一報は大きな影響を与える、専門家や学者は、その際、新聞やTVの記事ではなく、自分で読んで伝えてしまい。でなければ、専門家でない。」（以下「本件記載②」という。また、以下、本件記載①及び②を併せて、「本件各記載」という。）

## 二 爭点及び当事者の主張

本件の争点は、(1)本件記事は原告の名誉を毀損するか、(2)違法性阻却事由の有無、(3)原告による本訴提起は不当訴訟に当たるか、(4)名譽毀損による損害、(5)不当訴訟による損害である。

(1) 爭点(1)（本件記事は原告の名誉を毀損するか）  
（原告）

環境ホルモンのリスク認識をめぐつては、専門家の間で、環境ホルモン問題はさほ

ど重大ではないという意見と、人類にとつて看過できない重要な問題であるという意見とが激しく対立しており、被告は前者の立場に、原告は後者の立場に立つてゐた。本件ホームページの読者の多数は、この状況を知つておらず、一般的の読者の普通の読み方を基準にして、前後の文脈等の事情を総合的に考慮すると、本件記載①、②は、それぞれ、

### ① 環境ホルモン研究を推進し、その

リスクを主張してきた研究者であり、環境ホルモンのリスクコミュニケーションの失敗に責任のある学者の一人である原告が、

本件シンポジウムにおいて、「環境ホルモン問題は終わつた、今後社会が関心をもつべきテーマは、もはや環境ホルモンではなく、ナノ粒子の有害性である」との趣旨で、新聞記事のスライドを見せて「次はナノです」と発言したこと（以下「摘示事実①」という。）

② 原告は、本件シンポジウムにおいて、新聞記事のスライドを見せてナノ粒子の有害性について問題提起したが、その問題提起の仕方は、原論文も読まずに又は十分に吟味することなく、ただ新聞記事に書かれていることをそのまま主張するとい

う、およそ専門家にあるまじき、いかにもお粗末なものであつたこと（以下「摘示事実②」という。）

解することができる。

そして、摘示事実①は、これまで、環境ホルモン研究を推進し、危険情報を発信・

本件ホームページの読者の多数は、この状況を知つておらず、一般的の読者の普通の読み方を基準にして、前後の文脈等の事情を総合的に考慮すると、本件記載①、②は、新たな危険情報を通の読み方を基準にして、前後の文脈等の事情を総合的に考慮すると、本件記載①、②は、それぞれ、

増幅してきた研究者である原告が、環境ホルモン研究に見切りをつけるや、「今後社会が関心を持つべきテーマは、もはや環境ホルモンではなく、ナノ粒子である」という趣旨の発言をして、環境ホルモン騒動の責任を取らないままに、新たな危険情報を発信しているという印象や、原告が研究対象を短期間に次々と変更する学者であるかのように印象を読者に与えるものであり、上記のとおり、環境ホルモンのリスク認識について、専門家の間で意見が対立している状況下において、環境ホルモン研究の第一人者である原告が環境ホルモン問題は重要な立場に転じたかのような記載は、原告の研究者としての社会的評価を著しく低下させる。

また、摘示事実②は、原告によるプレゼンテーションの方法は、唐突かつお粗末なものであり、原告は研究者としての基本的な資質に欠けているとの印象や、原告が原論文を読まずに新聞記事を鵜呑みにして情報を発信する学者であるかのような印象を読者に与えるものであり、原告の研究者としての社会的評価を著しく低下させるものである。

なお、仮に原告が主張するような事実摘要があつたとしても、摘示事実①から、原告が研究対象を短期間に次々と変更する学者であるという評価を導くことはできない。

なあ、仮に原告が主張するような事実摘要があつたとしても、摘示事実①から、原告が研究対象を短期間に次々と変更する学者であるという評価を導くことはできないし、そもそも、研究者が柔軟に問題に取り組み、研究テーマを変えるのは望ましいことであり、別のテーマに関心を持つことはない。

（被告）  
本件記事は、主として、原告が、本件シンポジウムにおいて、それまで述べてきた環境ホルモン問題との関係性について一切論じることなく、何ら専門家としての判断を加えることもないままに、新聞記事を示し、ナノ粒子の有害性について問題提起していることについて、このようなプレゼンテー

ションの場合は、参加者に誤った印象を植え付ける危険性が高く、適切でないという批判を加えるものであり、原告の研究者としての社会的評価の低下をもたらすものではない。

これに対し、原告は、被告が摘示事実①、②を摘示して、原告の社会的評価を低下させたと主張するが、上記のとおり、本件記事は、原告のプレゼンテーションの方針に対する意見なしし論評であり、原告が環境ホルモンのリスクコミュニケーションの失敗に責任があるか、原告の関心が環境ホルモンからナノ粒子に移行したか、原告が実際に原論文を読み、吟味していたのかといった点を事実として摘示したものではない。

（被告）  
ある事実を基礎とした意見なしし論評の表明による名譽毀損にあつては、その行為が公共の利益に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつた場合に、上記意見なしし論評の前提としている事実が重要な部分において真実であ

ることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、違法性を欠く。

本件において、被告は、①原告が、本件シンポジウムにおいて、新聞記事のスライドを見せたこと、②「次はナノです」という趣旨の発言をしたこと、③新聞記事以外に原論文の指摘及びその問題点の指摘が欠落していたこと、④新聞記事の記載に関する原告自身の研究者としての論評が欠落していたこと（以下「前提事実①ないし④」という。）を前提に、原告によるプレゼンテーションの方法に対し、批判的意見述べたものであるところ、これらの前提事実が真実であることは明らかであり、意見なし論評としても妥当なものであるから、名譽毀損は成立しない。

イ また、他人の研究発表の方法について、学問的見地から批判する権利は、憲法二条及び二三条に基づき、最大限に保障されるべきであるから、被告が学者としての立場から、同じく学者である原告のプレゼンテーションの在り方を批判した本件記事は、名譽毀損とならない。

（原告）

ア 本件記事は、上記(1)で主張したところ、事実を摘示したものであるが、仮に被告が主張するように、意見ないし論評であつたとしても、「専門家や学者は、その際、新聞やTVの記事ではなく、自分で読んで伝えてほしい。でなければ、専門家でない。」などという酷評が、単に前提事実①ないし④のみを前提として導けるはずはない。

く、示す事実①、②が意見ないし論評の前に提訴となることは明らかである。  
原告は、本件シンポジウムにおいて、主として環境ホルモン研究の成果と重要性について発表した上で、毒性機構が共通すると推定されるナノ粒子に言及したにすぎず、「環境ホルモン問題は終わった、今後社会が関心を持つべきテーマは、もはや環境ホルモンではなく、ナノ粒子である」という趣旨の発言は一切していないし、環境ホルモンのリスクコミュニケーションが失敗であったというのは、被告の決めつけにすぎないから、示す事実①は真実ではない。  
また、原告が新聞記事を示したのは、当時ナノ粒子の問題がクローズアップされていたという状況を示すためであり、ナノ粒子の有害性について問題提起をしたわけではないし、実際に、原告は原論文を読んで十分に検討を行っていたのであるから、示す事実②も真実ではない。

そして、研究者である被告には、このようないふたつの誤った記憶に基づいて本件本訴提起の真の目的は、原告の名譽を回復することなく、誤った記憶に基づいて本件本訴を提起したものである。また、原告の本訴提起の真の目的は、原告の名譽を回復すことではなく、専ら環境ホルモン問題のリスク認識について原告と立場を異にする

ことではなく、誤った記憶に基づいて本件本訴提起に該当し、不法行為となる。  
（原告）  
原告は、被告の名譽毀損行為によつて多大な被害を被つたにもかかわらず、被告が名譽回復措置を講じなかつたため、本訴を提起したものであり、正当な目的に基づく訴えの提起である。

（4）争点(4)（名譽毀損による損害）について  
（原告）  
本件記事は、何ら事実確認を行うことなく、誤った事実に基づき、反論の余地がないし④のみを前提として導けるはずはない。

裁判所が誤った事実を真実と信じたことにつき相続することができたのであるから、被告が誤った事実を真実と信じたことにつき相続する理由がある場合にも該当せず、違法性は阻却されない。

イ なお、被告は、本件記事が学問的批判の自由として保護されると主張するが、本件記事は、何ら事実確認を行うことなく、誤った事実に基づき、反論の余地がない個人のホームページ上において一方的に

批判を加えるものであつて、単なる誹謗中傷であるから、このような表現行為が学問的批判としての法的保護を受けることはないと、環境ホルモン問題の代表的な研究者である原告は、多大な社会的、精神的損害を被つた。

（3）争点(3)（原告による本訴提起は不当訴訟に当たるか）  
（被告）  
原告は、本件シンポジウムにおいて、実際に環境ホルモンとナノ粒子の共通性について説明しなかつたのに、事実を確認することはなく、誤った記憶に基づいて本件本訴を提起したものである。また、原告の本訴提起の真の目的は、原告の名譽を回復することなく、専ら環境ホルモン問題のリスク認識について原告と立場を異にすることではなく、誤った記憶に基づいて本件本訴提起に該当し、不法行為となる。

（被告）  
原告は、主張する権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くことを知り、あるいは容易に知り得たにもかかわらず、不当な目的に基づいて、あえて訴えを提起したといえるから、本件本訴は不当訴訟に該当し、不法行為となる。

（原告）  
原告は、被告の名譽毀損行為によつて多大な被害を被つたにもかかわらず、被告が名譽回復措置を講じなかつたため、本訴を提起したものであり、正当な目的に基づく訴えの提起である。

（4）争点(4)（名譽毀損による損害）について  
（原告）  
本件反訴の弁護士費用として、三〇万円が相当であるから、原告は、被告に対し、不

第三 爭点に対する判断  
争う。

一 爭点(1) (本件記事は原告の名誉を毀損するか)について

(1) 本件各記載につき、原告は、事実を

示すものであると主張し、被告は、意見なし論評であると主張するが、名譽毀損は、問題とされる表現が、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受けた客観的評価を低下させるものであれば、これが事実を示すものであるか、又は意見なし論評を表明するものであるかを問わず、成立し得るものであるから、まず本件各記載から一般人が受ける印象及びこれが原告の社会的評価を低下させるかどうかについて検討する。

(2) 上記争いのない事実等に△証拠略▼を総合すれば、以下の事実が認められる。  
ア 本件ホームページの性質

被告は、専門家は自分の研究成果を社会に発表すると共に、他人の発した誤った情報批判する義務を有すると考えており、平成一〇年四月ころ、本名で本件ホームページを開設し、「雑感」と題して、週に一回程度、「環境省頑張れ!」神栖井戸戸ヒ素汚染(平成一七年四月一二日付け)、「アスペストで中皮腫患者」(同年五月五日付け)、「ドイツでのデボジット制度の動き」(同年八月三日付け)などの表題を掲げ、環境問題にかかる被告の考え方、行政施策や他の研究者の意見に対する批判、

研究者や大学の在り方など種々の話題について、自己の見解を発表している。本件ホームページは、研究者、技術者、ジャーナリスト、行政官、政治家、学生など専門家だけでなく、一般市民によつても閲覧されており、週に八〇〇〇件程度のアクセスがある。

#### イ リスクコミュニケーション

リスクコミュニケーションとは、一般人、事業者、行政、NGOなどの利害関係者との間で、リスクについての情報や意見を交換することであり、互いの情報を共有し、意見や価値観を理解することを目指すものである。

#### ウ 本件記事の構成

本件記事は、「環境省のシンポジウムを終わって—リスクコミュニケーションにおける研究者の役割と責任—」という表題のもと、最初に、「影響の大きさをできるだけ正確に伝えるのがまず第一に必要」という小見出しを掲げ、被告は、本件シンポジウムにおいて、環境ホルモン問題のリスクコミュニケーションにおける学者のスタンスや責任をきちんとと考えようということを強調し

べき時に来ていること及びリスクコミュニケーションにおける学者のスタンスや責任をきちんとと考えようということを述べている。

#### ア (3)

ところで、ある特定の記事中の記載が、人の社会的評価を低下させ、名譽毀損となるかについては、当該記載の文言だけではなく、表現方法並びに記事全体の構成、内容、趣旨及び目的等を総合的に検討した上で、一般的の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきである。

続いて、「誰が、影響の大きさを判断すべきか?」「環境ホルモン問題では、企業も被害者と言つていい場面があつた。その責任はとらなくていいのか?」「如何に間違った情報が流されたか?」などの小見出しのものと、本件シンポジウムにおけるパネリストの意見や会場の反応に触れつつ、研

究者自身がリスクの大きさの判断をすべきであること、環境ホルモン問題においては、誤つたりスク情報によって不買運動が起きた結果、企業が被害を被つており、学者らはその責任を取るべきであること、環境ホルモン問題においては、最初に学者から誤つた情報が発信され、それが市民の間に浸透して、市民が今もそこから抜け出せずにいることなどが述べられている。

そして、「最初の情報発信に気をつけよう」という小見出しのものと、本件各記載があり、その後、「もう一つ気になることがある。」として、大学が開催する市民講座等において、講師が、原論文を読むことなく、新聞や本に掲載された論文をそのまま教材としていることが多いが、これは専門家としての責任を放棄するものであり、必ず原論文を読むべきである旨の記載がある。

そうすると、一般的の読者は、本件記事を、リスクコミュニケーションにおける研究者の役割と責任—」という表題が示すところ、リスクコミュニケーションにおける研究者の役割と責任を論じることにあると認めることができる。

そうすると、一般的の読者は、本件記事を、リスクコミュニケーションにおける研究者の役割と責任について被告個人の意見を発表したものとして受け止めると認められるから、本件記事中に原告に対して否定的評価を加える記載部分が含まれていたとしても、これが直ちに原告の社会的評価を低下させることはできない。

以上を前提に、本件記載①を一般的な読者の普通の注意と読み方を基準として読み

は終わったと考へてナノ粒子に関心を移し、新聞記事を示して、「次はナノです」という趣旨の発言をしたという印象を読者に与えるものであるといふことができるけれども、それ以上に、原告が環境ホルモン騒動の責任を取らないままに、新たな危険情報を発信しているという印象や、原告が研究対象を次々と変更する学者であるかのような印象を与えるものではない。

また、一般的に言つて、このような印象は、原告に対する否定的評価を含むものではないから、本件記載①が直ちに原告の社会的評価に影響を及ぼすものでもないことは明らかである。

これに対し、原告は、環境ホルモン問題のリスク認識をめぐつて専門家の間で意見対立が存在する状況下においては、環境ホルモン研究の第一人者である原告が環境ホルモン問題は重要ではないという立場に転じたかのような内容の記載は、原告の社会的地位を低下させるものであると主張する。

しかし、本件記事全体を見ても、環境ホルモン問題のリスク認識をめぐつて、専門家の間で意見対立があることや、原告が環境ホルモン研究の第一人者であることを述べた部分はなく、このような事実を一般的に讀者が認識していることを当然の前提とする原告の主張は採用することができない。

ウフ 次に、本件記載②を同様の読み方で読むと、同記載は、まず原告について記述し、原告は本件シンポジウムにおいてナノ粒子の有害性について新聞記事を示して

発表したが、その際、原論文を読んだ上で自分の意見を加えなかつたものであり、このようなプレゼンテーションの仕方は学者として不適切であつたという印象を与えると共に、「学者が、他の人に伝える時、新聞の記事そのままではおかしい。」といふ箇所以降の記載において、学者が情報発信する際には、新聞記事のとおりではなく、原論文を読んで自分の意見を伝えるべきである旨を述べるものである。

(イ) そうすると、本件記載②のうち原告に関する記述部分は、原告を批判するものであるといえるから、一般的読者が原告について否定的な印象を受けることは否定しきしながら、上記本件記事の趣旨及び目的等に照らせば、本件記載②もまた、原告が情報発信する際には、新聞記事のとおりではなく、原論文を読んで自分の意見を伝えるべきであるとして、リスクコミュニケーションにおける研究者の役割と責任を論じることを主目的とした文章であり、原告に関する記述部分は、被告が自己の見解に基づき、リスクコミュニケーションに問題がある一事例として挙げたにとどまるものとみることができ、同部分が本件記事の中心的な記述ではないことは明らかである。

また、原告が本件シンポジウムにおいて発表する際に、原論文を読んだ上で自分の意見を加えなかつたということ自体は、必ずしも原告の社会的評価を低下させるものではなく、リスクコミュニケーションにおける研究者の役割と責任について、被告の

意見に従つて本件記事を読み進めていくことによって、初めて原告に対する否定的な評価が導かれるにすぎない。

以上のとおり、本件各記載によって、原告の研究者としての社会的評価は低下しないか、仮に低下したとしても、その程度は軽微なものであり、名誉毀損を構成するには至つておらず、被告について、名誉毀損評価に対する影響は極めて限られたものであり、原告の名譽を毀損するほどに原告の社会的評価を低下させたとまではいえないものである。

（ロ）これに対し、原告は、本件記載②は、原告が研究者としての基本的資質に欠けるとの印象や、原論文を読まずに新聞記事を鵜呑みにして情報を発信する学者であるかのような印象を読者に与えると主張するが、本件記載②が批判の対象としているのは、あくまで本件シンポジウムにおける特定のプレゼンテーションの在り方であり、原告の研究者としての資質を批判するが、本件記載②が批判の対象としているのは、あくまで本件シンポジウムにおける特定のプレゼンテーションの在り方である。

（ハ）法的紛争の当事者がその終局的解決を求めて裁判所に訴えを提起することは國民の重要な権利であるから、単にその訴訟において敗訴したからといって訴えの提起が不法行為に該当するわけではなく、これが不法行為となるのは、当該訴訟において訴訟に当たるか）について

二 爭点(3)（原告による本訴提起は不当訴訟に当たるか）について  
（1）法的紛争の当事者がその終局的解決を求めて裁判所に訴えを提起することは國民の重要な権利であるから、単にその訴訟において敗訴したからといって訴えの提起が不法行為に該当するわけではなく、これが不法行為となるのは、当該訴訟において訴訟に当たるか）について

（2）上記争いのない事実等に△証拠略▼  
ア 環境ホルモン問題については、平成一〇年五月ころ、環境庁（当時）が「SP EED'98」を出した頃から、その有害性が社会的に注目されるようになり、文部科学

省が環境ホルモン研究を推進するなど、国家的に環境ホルモン対策が採られ、新聞やテレビでも盛んに報道されていた。

その後、被告を始めとする一部の学者や産業界等から、環境ホルモンの有害性に疑問が寄せられるようになり、環境省の環境ホルモン問題に対する重大性の認識も後退していく。だが、原告は、環境ホルモンにはまだ未解明な問題が多く、引き続き研究を続けていく必要が高いと考えていた。

そこで、原告は、本件シンポジウムに参加するに当たり、議長である被告が、環境ホルモン騒動は空騒ぎであったという論調で議論をまとめるのを懸念し、本件シンポジウムにおいて、自身の研究結果から得たダイオキシンの毒性メカニズムの一端についての知見（ダイオキシンが、人の体内に入ると、本来はインデイルビン、インデイゴと結合するための受容体であるはずのAhリセプターに結合し、そのまま排出されることなく細胞内にとどまり、多くの遺伝子を動かし続けるというもの。）を発表し、環境ホルモン研究の重要性を伝えようと、本件シンポジウムに臨んだ。

イ 本件シンポジウムの当日、原告は、上記毒性メカニズムについて説明した後、ナノ粒子の問題に言及し、解毒機構を持たないという点で環境ホルモンと共通性を有しており、ナノ粒子の問題に環境ホルモン研究の成果を生かすことができるのではないかとして、環境ホルモン研究の重要性を更に強調しようとした。

しかし、この際、原告は、ナノ粒子の有害性を報じる新聞記事を示し、「私は次の

チャレンジはこのナノ粒子だと思っていました。」「ここに書いてあるようにナノ粒子の使い方を間違えると新しい環境汚染になってしまう。我々はこのナノ粒子の問題にこれからどのように対応できるかが一つのチャレンジだと思います。」などと発言したのみで、実際には、環境ホルモンとナノ粒子とが共通性を有しており、ナノ粒子の問題に環境ホルモン研究の成果を生かすことができると考えられるなどの詳細な説明は行われず、ナノ粒子と環境ホルモンとの関係性までは示されなかった。

ウ その後、原告は、平成一七年一月一七日ころ、知人から本件記事の存在を聞かされて、同記事を読んだところ、事実と異なった記載があり、名譽を毀損されたと感じたため、被告に対し、抗議のメールを送った。

これに対し、被告は、平成一七年一月二〇日付けで、本件ホームページ上に、「謝罪」との表題で、本件記事に対する抗議を受けたことや、自らに非があると考えており、再度検討して自分の考えを発表するつもりであることを記載して、本件記事を削除すると共に、原告に対し、後日落ち着いてから再び返事をする旨をメールで伝えられた。ところが、本件ホームページ上に、本件記事を削除した理由や詳しい経緯については記載されていなかつたため、原告は、まだ名譽回復はされていないと考え、被告からの応答を待つことにした。

原告は、平成一七年三月一五日、被告からメールを受け取ったが、その内容は、原告が示した新聞記事が手に入らないため、

ファックスしてほしいという程度にとどまっていたため、もはや被告が原告の名譽回復措置を採るつもりはないものと考え、同月一六日、本件本訴を提起した。

(3) 上記認定した本件紛争の経緯及び弁論の全趣旨によれば、原告は、環境ホルモン問題には未解明な問題が多く、引き続き研究を続けていく必要性が高いと考えていたこと、本件シンポジウムにおいて、ナノ粒子に言及したのは、環境ホルモンとの共通性を説明することにより環境ホルモン研究の重要性を強調するためであつたこと、環境ホルモン問題は終わつたという趣旨の発言はしていないことがそれ認められた。

しかしながら、本件記載①は、上記記載のとおり、原告が環境ホルモン問題は終わつたと考へてナノ粒子に関心を移したといふ印象を与えるものであるから、原告が実際に環境ホルモン問題を重大視しておらず、引き続き環境ホルモン研究を続けていく必要性が高いと考えていたことに反する内容となつていてることが明らかである。

また、本件記載②は、上記記載のとおり、原告を含め、研究者の発表の在り方を批判するものであり、読者に対し、多少なりとも原告についての否定的な印象を与えるものであるから、本件各記載によつて名譽を毀損されたという原告の主張には相当の理由があるものというべきである。

そして、原告が本件本訴を提起するに至つたのは、原告が本件各記載によつて名譽を毀損されたと受け止め、被告に対し、名譽回復の措置を求めるためであつたことは

上記認定のとおりであるから、原告による本件本訴提起は、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものであつたとまでいふことはできない。

さらに、被告は、本件本訴提起の目的は、名譽を回復することではなく、専ら環境ホルモン問題のリスク認識について、原告訴を続けていく必要性が高いと考えている。告と立場を異にする被告を攻撃することにあつたと主張し、△証拠略△によれば、原告が本件本訴を提起したのは、自己の名譽回復を求めるのみならず、環境ホルモン問題は終わったという被告の誤った考え方を発表したことが認められるが、このことから直ちに本件本訴提起の目的が専ら被告を攻撃することにあつたとするることはできず、他に被告の主張が事実であると認めるに足りる証拠はない。

そうすると、原告による本件本訴の提起について不法行為は成立しないものというべきである。

したがつて、被告の反訴請求は、その余の点を判断するまでもなく理由がない。

第四 結論

以上のとおり、原告の本訴請求及び被告の反訴請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 土屋文昭 裁判官 一本智 文智 神原文美)